

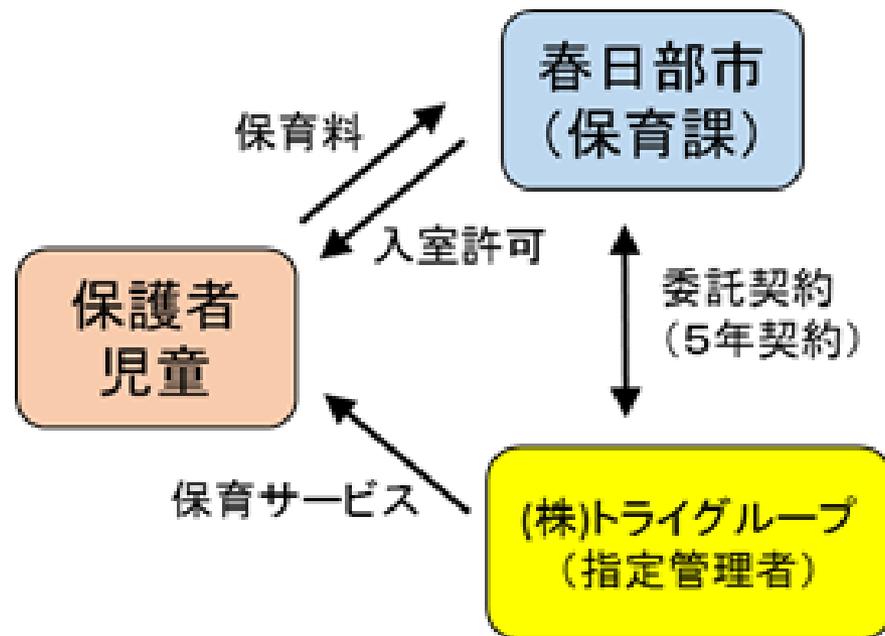
常勤支援員欠員の実態と春日部市の対応

1. 放課後児童クラブ運営の仕組み
2. 常勤支援員欠員の実態
3. 住民監査請求の経緯

1. 放課後児童クラブ運営の仕組み

指定管理者制度により、

- ・市が施設を設置・管理
- ・(株)トライグループが運営



基本協定書（市とトライで締結）

事業の内容、実施方法、要求事項、それに対する対価や支払い方法などについて規定。

<放課後児童支援員の配置につて>

「支援の単位ごとに**常勤支援員を必ず2人以上配置**すること。」

「支援の単位が**51人から70人の場合は、常勤支援員1人以上を加配**すること。」

2. 常勤支援員欠員の実態

指導員 ← → 補助指導員

社協時代（H29年4月）の 指導員配置表

指導員：6:15勤務（平日）
月～金毎日勤務
常勤 隔週土曜勤務

補助
指導員：主に4:00勤務
週3～4日勤務
非常勤（個々に決定）

**H28～30にかけて
欠員が常態化**

		平成29年度 指導員・臨時職員配置										H29.4.1				
	クラブ名	定員	4月 利用者数	指導員名					臨時職員名							
				リーダー												
1	1	粕壁 1	45	51												
2		粕壁 2	55	59												
3		内牧 1	55	38												
4	2	内牧 2	35	24												
5		豊春 1	55	57												
6	3	豊春 2	35	38												
7	4	武里	70	74												
8		幸松 1	45	45												
9	5	幸松 2	40	39												
10	6	豊野	70	67												
11	7	備後	60	43												
12		八木崎1	45	41												
13	8	八木崎2	25	25												
14		八木崎3	40	36												
15		牛島1	50	44												
16	9	牛島2	50	43												
17	10	緑	70	63												
18		上沖 1	70	67												
19	11	上沖 2	70	69												
20		正善1	40	37												
21	12	正善2	35	37												
22		立野 1	43	41												
23	13	立野 2	36	25												
24		立野 3	30	24												
25	14	宮川	50	37												
26	15	藤塚	70	59												
27	16	小淵	70	46												
28		武里南1	40	43												
29	17	武里南2	37	40												
30		武里西1	35	35												
31	18	武里西2	55	54												
32		南桜井1	40	44												
33	19	南桜井2	35	38												
34		川辺 1	35	41												
35	20	川辺 2	40	45												
36		川辺 3	40	44												
37		桜川 1	50	55												
38	21	桜川 2	50	55												
39	22	中野	70	38												
		合計	1,886	1,761												

**常勤 80名配置予定に
対し、実際は74名**

2. 常勤支援員欠員の実態

H30年7月

社協が公募に応募しなかったことが判明

H30年9月25日

社協、市による父母への説明会
「**社協は欠員が続いていて問題**」
「**民間企業になれば欠員は解消**」
「**常勤とは毎日いる人**」
(保育課 神谷次長)

H30年12月議会

「**トライは常勤93名を配置予定**」
(山本子ども未来部長)
トライへの指定が確定！

H31年4月

トライによる運営がスタート
「**指導員が足りない**」
「**名前だけで見たことが無い人**」
複数の父母会から声上がる



H31年8月2日

抗議文提出 (父母会有志)



H31年10月1日

市の回答
「**欠員ではない**」

2. 常勤支援員欠員の実態

令和	年度	月分	シフト表	放課後児童クラブ
			A B C D E F G H I J K	
			↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	
日	曜日	クラブ予定	学校予定	
1	金			
2	土	土曜参観		
3	日	文化の日		
4	月	振替休日		
5	火			
6	水	会議		
7	木	空調点検		
8	金			
9	土			
10	日			
11	月	一日保育		
12	火	全会休		
13	水			

1か月のスタッフ
(常勤・非常勤)
の勤務時間を示す
「シフト表」を
情報公開請求で入
手。

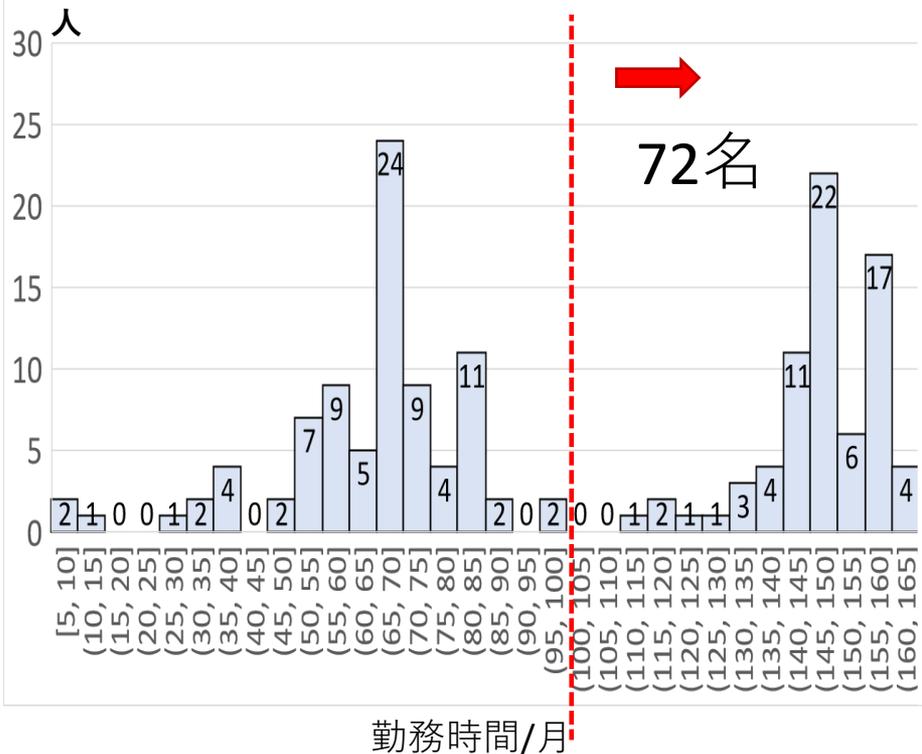
全40クラブの職
員の1か月の勤務
時間を解析

スタッフ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
月勤務時間	146	146	146	68	36	44	64	68	36	46	48

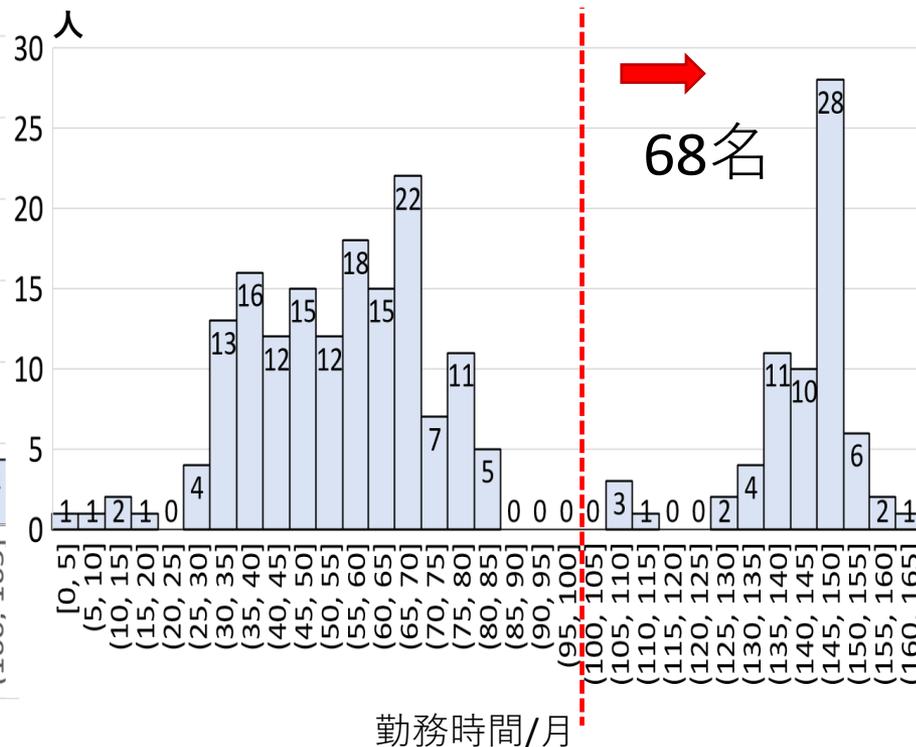
1クラブ分のスタッフ勤務時間 → これを全クラブ分集計

2. 常勤支援員欠員の实態

スタッフの勤務時間分布 総数158名
(2018年11月 社協シフト表より)



スタッフの勤務時間分布 総数224名
(2019年11月 トライシフト表より)



100時間以上勤務者数を比較すると、社協時代よりも少ない。
(2020年7月についても調査したが、状況は同じ)

2. 常勤支援員欠員の実態

在籍児童数と必要とする常勤支援員数（2020年10月1日現在）

クラブ		在籍数	必要 常勤数
粕壁	1	72	3
	2	52	3
内牧	1	39	2
	2	33	2
豊春	1	56	3
	2	34	2
武里		73	3
幸松	1	40	2
	2	38	2
豊野		54	3
備後		33	2
八木崎	1	44	2
	2	25	2
	3	36	2
牛島	1	46	2
	2	46	2
緑		54	3
上沖	1	63	3
	2	59	3

クラブ		在籍数	必要 常勤数
正善	1	38	2
	2	42	2
立野	1	27	2
	2	26	2
	3	20	2
宮川		29	2
藤塚		60	3
小淵		52	3
武里南	1	37	2
	2	29	2
武里西	1	29	2
	2	45	2
南桜井	1	33	2
	2	27	2
川辺	1	26	2
	2	33	2
	3	26	2
桜川	1	37	2
	2	36	2
中野		51	3
江戸川		22	2
合計		1622	91

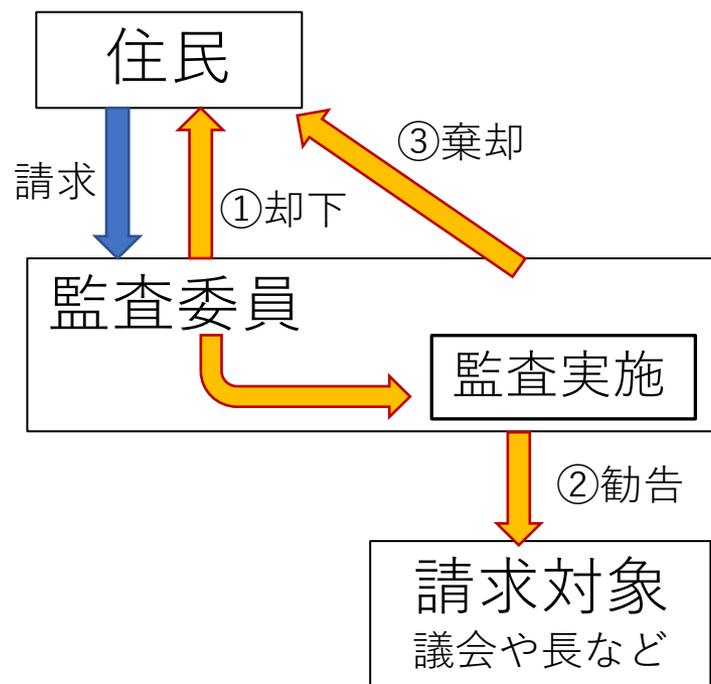
協定書の規定に従えば、
常勤支援員は90名程
度必要なはず・・・

3. 住民監査請求の経緯

住民監査請求（地方自治法第242条）

地方公共団体の住民が当該団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを予防し又は是正する事で、住民全体の利益を守る事を目的とする制度。

※請求は、自然人でも法人でも可能。1人でも良い。



平成19年度1年間の請求と結果（総務省調べ）

	監査請求					
	件数	取下げ	却下	棄却	勧告	結果出さず
都道府県	338	13	187	125	11	2
市区	1,159	20	440	625	64	10
町村	301	4	106	173	16	2
合計	1,798	37	733	923	91	14

3. 住民監査請求の経緯

R2年5月26日

市長および子ども未来部長に対し、**措置請求を提出** → 6月19日受理

- ・仕様書・協定書通りに常勤支援員が配置されていない。
（93名配置すべきところ、60数名しか配置されていない）
- ・シフト表からの集計で、80時間未満と100時間以上の2つのグループに明確に分かれる。（100時間以上は64ないし67名）
- ・勤務時間に2倍もの差がある双方を「常勤」と呼ぶのはおかしい。
- ・社協時代は39クラブに対し「71名配置」の実績もあり、明らかに後退している。
- ・社協には、欠員を理由に委託量を減額しているが、トライには満額支払った。
- ・常勤の配置は保育の質に直結する。少なくなっていることは大きな問題。

R2年7月22日

請求棄却

- ・社協との引継ぎで、「常勤」の明確な定義が無かった。
- ・常勤93名配置を想定して指定管理料を算出。常時93名いたので問題ない。
- ・R2年4月1日に**市とトライで「常勤」の定義を確定。**

3. 住民監査請求の経緯

常勤の定義は？

<社協時代>

1日6:15勤務（平日）、月～金毎日勤務、隔週土曜勤務
（業務日誌、指導員会議、など補助指導員とは業務上の違いも）

<放課後児童クラブガイドライン>

事業者が定めた勤務時間の全てを勤務している者

<放課後児童健全育成事業実施状況調査容量>（埼玉県）

「常勤職員」とは、原則として**施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者**をいう。また、**1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者**は、上記の規定にかかわらず「常勤職員」とすること。

※埼玉県の調査に対し、春日部市は「常勤」の配置数の**1クラブ平均を2.8人と回答。40クラブ全体では112人**になる！

3. 住民監査請求の経緯

常勤の定義は？

<春日部市>

R2年4月1日

春日部市とトライの間で協定

「常勤支援員とは、放課後児童支援員であり、学校の授業の日（放課後）において、**1日3時間30分以上、かつ週5日以上、勤務している者**をいう」

明らかになった事実

- ・常勤の定義として、「社協時代の実績」「国のガイドライン」「県の実施状況調査時の目安」のいずれと比較しても明らかに少ない勤務時間の者をカウントする様、**定義を変更してしまった。**

（後出しによる条件の緩和）

- ・県の実施状況調査には**明らかに誤った数値を報告**している。
- ・仮に市の新たな定義を使っても、シフト表から調べた常勤数は93名には届かない。

（2018年11月社協90人、2019年11月トライ76人、2020年7月トライ80人）

最後に・・・

これまでの春日部市の対応は・・・

「民間企業に指定する事で欠員を解消する」と言いながら、それが出来ていない事を指摘すると、

「社協との間で常勤の定義が明確でなかった」

として、**定義の変更を強行。**

県の調査には、「常勤は計112名配置」と事実と異なる回答。

そんな中で・・・

現場の常勤支援員は、

足りない人手をカバーし、制約の多い状況で使命感だけで何とか保育を続けている。

他にも問題は多数

- ・指導員会での研修が全く行われていない（新型コロナ以前から）。
- ・粕壁クラブでの超過密状態

各クラブの状況をよく把握し、保護者の声で改善を目指していきましょう。